1　登録番号　第18571号
2　登録年月日　平成21年11月26日
3　農林水産植物の種類
Capsicum L.
4　登録品種の名称　タキアマ　パープルトゥレッド
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
泉谷邦雄
広島県三原市久井町江木1633番地

1　登録番号　第18572号
2　登録年月日　平成21年11月26日
3　農林水産植物の種類
Capsicum L.
4　登録品種の名称　タキアマ　レッド
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
泉谷邦雄
広島県三原市久井町江木1633番地

1　登録番号　第18573号
2　登録年月日　平成21年11月26日
3　農林水産植物の種類
Catharanthus roseus (L.) G. Don
4　登録品種の名称　カミホンUB
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
水野隆
愛知県尾張旭市上の山町間口3027番地の1

1　登録番号　第18575号
2　登録年月日　平成21年11月26日
3　農林水産植物の種類
Catharanthus roseus (L.) G. Don
4　登録品種の名称　カミホンFUR
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
水野隆
愛知県尾張旭市上の山町間口3027番地の1

1　登録番号　第18590号
2　登録年月日　平成21年11月26日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　白水の姿
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
北脇敏臣
兵庫県三木市吉川町水上729番地

1　登録番号　第18614号
2　登録年月日　平成21年11月26日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　エベラ166
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地

○農林水産省告示第千四百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年七月十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県埴科郡坂城町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び坂城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年七月十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県埴科郡坂城町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。
坂城町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐は、択伐による。
採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び坂城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年七月十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県埴科郡坂城町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

2　その他の森林については、主伐は、択伐による。
採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び坂城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年七月十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県飯山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、飯山市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。
白馬村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、白馬村（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐は、択伐による。
採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年七月十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県北安曇郡白馬村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、白馬村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。
飯山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、飯山市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐は、択伐による。
採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年七月十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県北安曇郡白馬村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、白馬村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。
白馬村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、白馬村（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐は、択伐による。
採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。）